

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市水道事業管理規程第3号

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程（令和5年阿賀野市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。